

記者発表資料 1枚

平成29年 7月13日
福島県土木部建築指導課

「福島県耐震改修促進計画」の改定について

県では、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」）に基づき、福島県耐震改修促進計画（以下「計画」）を定め、県内建築物の耐震化を進めております。

これまで、計画に基づき、防災拠点建築物の第1次指定、法に定める大規模建築物の耐震診断結果の公表等を行ってきたところです。

今般、下記のとおり計画を改定しました。

計画改定の概要

(1) 防災拠点建築物の第2次指定 60棟

○計画に記載される防災拠点建築物

- ・第1次指定 149棟
- ・第1次指定のうち解体等が決定し除外したもの 7棟
- ・第2次指定 60棟

防災拠点建築物 計 202棟（149－7＋60）

(2) 沿道の建築物に耐震診断を義務付ける避難路（緊急輸送道路）の指定 5路線の各区分

| 指定する路線名 | 左の路線のうち指定する区間 |
|------------|---------------------------------------|
| 国道4号 | 福島市黒岩字榎平地内～福島市瀬上町 瀬上橋交差点 |
| 国道6号 | いわき市四倉町字東一丁目地内～いわき市四倉町四倉港入口交差点 |
| 国道49号 | 郡山市安積町日出山一丁目地内～郡山市喜久田町 東権現橋 |
| 国道118号 | 会津若松市一箕町大字亀賀 北柳原交差点～会津若松市門田町大字中野字屋敷地内 |
| 主要地方道小名浜平線 | いわき市小名浜字定西地内～いわき市小名浜岡小名字高田地内 |

(3) 耐震診断結果の報告期限 (1)、(2)ともに平成31年12月31日

なお、計画改定に当たり、平成29年5月31日（水）から同年6月30日（金）まで県民意見公募を実施しましたが、意見の提出はありませんでした。

【問い合わせ先】

土木部 建築指導課

（担当者）主幹兼副課長 佐瀬 守昭

電話 024-521-7522 内線 3667

FAX 024-521-7955